

国籍証明（19号）

内 容	申請人が日本国籍を有していることを証明するもの。すべて外国の官憲等であつて。
使 用 目 的	現地の官憲等に対し、旅券以外で国籍を証明する文書を提示（提出）する必要がある場合。
条 件	<p>（1）申請人は日本国籍を有する者に限る。外国籍との重国籍者でもよい。</p> <p>（2）本証明書以外に旅券等、国籍を証明する文書を所持しない又は旅券以外の証明書が要求される等のやむを得ない事由があること（注1）（注2）。</p> <p>（3）申請人本人が出頭して申請すること。代理申請は認めない</p>
必 要 書 類	<p>（1）申請人が本人であることを証明する公文書（日本国旅券、写真付現地官憲発行の身分証明書等）</p> <p>（2）発行から6ヶ月以内の戸籍謄（抄）本</p> <p>（3）現地滞在資格が分かるもの（査証、滞在許可証等）</p> <p>（4）確認書</p>
形 式	外国文による証明（注3）
注 意 事 項	<p>（注1）国籍立証のためには、所持する旅券を提示すれば十分であり、この証明書が旅券に代わる渡航文書と誤解されるおそれもあるので、旅券と別に国籍を証明する文書を発給することは、原則として差し控えるべきであるから、この証明書が必要な理由、使用目的、提出先、現地の状況（旅券が現地語でないため、現地官憲の理解を得られない等）等を併せ検討の上、真にやむを得ないと認められる場合に限り、発給する。</p> <p>（注2）多くの場合、関係当局に対する便宜供与依頼の書簡（領事レター）で済むので、提出先の当局へ照会する等して、可能な限り領事レターにより処理する。ただし、国籍証明に代える本領事レターは用済み後、可能な限り回収する。また、旅券所持証明で処理できる場合もあるので、参考のこと。</p> <p>（注3）証明書の下段に使用目的、有効期限を付記する。</p>

国 稽 証 明

1. 概 説

(1) 証明の内容

申請人が日本国籍を有していることを証明するもの。すべて外国の関係機関あてで、外国文で発給する。

(2) 使用目的

任国の当局等に対し、やむを得ない事情により旅券の代わりに国籍を証明する文書を提示（提出）する必要がある場合に使用される。

（注）国籍立証のためには、所持する旅券を提示すれば十分であり、この証明書は旅券に代わる渡航文書と誤解されるおそれもあるので、旅券と別に国籍を証明する文書を発給することは、原則として差し控えるべきであるから、この証明書が必要な理由、使用目的、提出先、現地の状況（旅券が現地語でないため、現地官憲の理解を得られない等）等を併せ検討の上、真にやむを得ないと認められる場合に限り発給する。

(3) 手数料

証明書1通毎に第19号の領事手数料徴収。

(4) 日本国籍を有しない旨の証明

日本国籍を有しない旨の証明書発給はできないが、特別の事情があると認められる場合は、申請人から申請理由、提出先、その他申請人の事情を聴取し、これらの事項と共に意見を付して本省の判断を仰ぐこと。

2. 発 給 条 件

(1) 申請人は日本国籍を有する者に限る。ただし、外国籍との重国籍者も取り扱うことができる。

（注1）自己志望により外国国籍を取得したときは、日本国籍を失うので（国籍法第11条）、外国国籍取得の有無の確認が必要である。例えば、本人が日本国籍の喪失を意識することなく外国国籍の取得申請書に署名して当該国の国籍を取得した場合においても日本国籍を失うが、それと知らずに未だ日本国籍者又は日本と当該国との二重国籍者であると思い込んでいる場合があり、十分確認を要する。

（注2）日本国籍の有無を十分に確認せず、安易に日本国籍を有しない者に対して証明書を発給したため、申請人が後日、逆にこれを証拠として日本国籍を主張する等の問題につながり得るので慎重に取り扱うこと。

(2) 本人が公館に出頭して申請すること。

（注）代理申請は認めない。

3. 必要書類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

(1) 本人であることを確認できる公文書（日本国旅券、又は日本国旅券を所持しない場合は現地官憲当局発行の顔写真付き身分証明書等）

(2) 発行から6ヶ月以内の戸籍謄（抄）本

(3) 現地滞在資格が分かるもの（査証、滞在許可証等）

(注) 滞在地以外の外国籍を取得している場合もあるので、本人の渡航歴、身分歴等を聴取するなどして、自己志望により外国籍を取得していないことを確認する。

(4) 確認書（別紙参照）

(注1) 提出された書類だけでは申請時に本人が日本国籍を有していることを確実に確認することは困難であるため、念のため提出させるもの。

(注2) 確認書上に記載のある「法律上の不利益」とは、刑法第157条第1項（公正証書原本不実記載等）が該当する他、虚偽の申請により発行された国籍証明を使用することにより、現地法令等によって本人が不利益を受ける可能性がある。

【刑法第157条第1項】 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記載をさせた者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4. 作成要領

(1) 申請人に使用目的、提出先等を記入した申請書を提出させる。

(2) 必要書類を提出させる。

(3) 申請人が本人であるか否かを旅券等の公文書で確認する。

(4) 根拠文書をもとに証明書に必要事項を記入する。

(注1) 二重国籍者で日本国旅券を有しない者の場合、旅券番号欄は削除する。

(注2) 本籍欄は都道府県のみでよい。

(注3) 有効期限の明記及び使用目的の限定。

証明書の下段に但書として、最大6ヶ月を限度として使用目的に必要な有効期限及び使用目的を付記する。

英文例は次のとおり。

This certificate is valid until.....20.... and for the purpose of only.

(5) 証明書にその他の必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して、丸型館印を押す（青又は黒スタンプインキ使用）。

- (6) 完成した証明書の写をとる。
- (7) 証明手数料は第19号の領事手数料を徴収する。
- (8) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (9) 申請書、証明書の写及び根拠書類（写）は公館にて保存する。保存期間3年。



別紙

確 認 書

私 (年 月 日生) は、出生時又は
最後に日本国籍を取得した時から現在までに、自己の志望によって外国の国籍
を取得したことではなく、また、日本国籍を離脱したこと也没有。

年 月 日

署名

※本確認書に虚偽の記載をした場合、法律上の不利益を受ける可能性があります。

CERTIFICAT DE NATIONALITE

Nom :

Prénom :

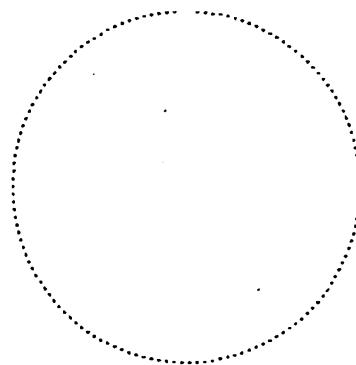
Date de naissance :

Sexe:

Domicile légal :

No. de passeport :

L'Ambassade du Japon certifie que la personne mentionnée ci-dessus est de nationalité japonaise.



a , le
(lieu) (date)

(Nom et prénom) :
(titre) :

Le présent certificat est valable jusqu'au 20...., et est délivré uniquement aux fins de

(frais :)

(西語) 国籍証明 (19号)

No

CERTIFICADO DE NACIONALIDAD

Apellidos:

Nombre :

Fecha de nacimiento:

Sexo:

No de pasaporte:

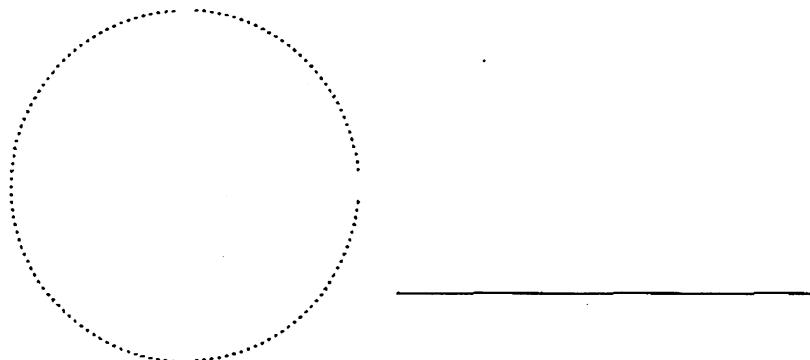
Domicilio permanente:

LA EMBAJADA DEL JAPON EN ESPAÑA

CERTIFICA

Que la persona arriba indicada es de nacionalidad japonesa.

Y para que conste, a fin de que así pueda acreditarlo el Interesado (la interesada), se expide el presente certificado en Madrid, ade.....de dos mil



Este certificado es válido hastade....., 20....., vale solo para

(Derechos:)

Cert. No.

CERTIFICATE

Surame :

Given name :

Date of Birth :

Sex :

Passport Number :

Domicile :

This is to certify that the above person is of Japanese nationality.

(Place)

(Date)

This certificate is valid until20....., and for the purpose ofonly.

(Fee :)